

令和 8 年（フ）第 7 2 号

群馬県伊勢崎市東小保方町3447ー13フラッツ
プラザKーB102

破産者 株式会社T o p W o r k s

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和 7 年（フ）第 4 1 6 号

埼玉県熊谷市上須戸373番地 2

破産者 株式会社友樹興業

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和 7 年（フ）第 4 5 6 号

埼玉県児玉郡上里町大字神保原町411番地 9

破産者 L I V E ・ Y E L L 株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和 7 年（フ）第 1 6 号

千葉県香取市五郷内1423番地 3

破産者 向後 和子

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和 8 年（フ）第 7 5 号

新潟市中央区姥ヶ山六丁目 4 番18号

破産者 株式会社イストクルー

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

令和 6 年（フ）第 2 6 4 4 号

愛知県半田市緑ヶ丘 8 丁目20番地

破産者 株式会社成愛興業

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 7 年（フ）第 2 9 7 2 号

愛知県あま市新居屋清明48番地 1

破産者 株式会社大田塗装

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 7 年（フ）第 3 0 3 9 号

愛知県尾張旭市東名西町 2 丁目 3 番地

破産者 株式会社H ・ T G E N E R A L C O M P A N Y

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 7 年（フ）第 5 4 5 号

愛知県豊田市若林西町宮下20番地 1

破産者 東新テクノ株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和 7 年（フ）第 5 6 3 号

愛知県豊田市小坂町九丁目41番地 1ー301

破産者 有限会社今泉住設

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和 6 年（フ）第 4 1 8 号

大阪府八尾市泉町 1 丁目19番地

破産者 要工業株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年（フ）第 3 6 3 2 号

大阪市大正区泉尾 1 丁目36番10号

破産者 オンザスリー株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年（フ）第 5 1 1 9 号

大阪府東大阪市友井 2 丁目29番 7 号上田ビル

1 階

破産者 株式会社荻野工業

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（フ）第 2 3 7 号

堺市中区土師町三丁16ー1ー18

破産者 有限会社時本スタッド工業

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 8 年（フ）第 2 8 0 号

大阪府柏原市法善寺四丁目 2 番27号202号室

破産者 株式会社小山

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 8 年（フ）第 2 8 1 号

大阪府箕面市桜二丁目 6 番12号

破産者 株式会社小山北大阪

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和 6 年（フ）第 1 1 6 4 号

神戸市北区有野町有野3441番地の15

破産者 中井 建夫

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年（フ）第 1 0 7 6 号

神戸市中央区栄町通三丁目 6 番27号

破産者 有限会社建総

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年（フ）第 4 3 8 号

大分市中央町二丁目 8 番11号

破産者 いちまるプラス有限会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第 1 部破産再生係

令和 7 年（フ）第 7 号

大分県佐伯市中村東町10番 3 号

破産者 有限会社寿し好

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和 8 年（フ）第 6 9 号

北海道北斗市本郷 3 丁目95番地の 1

破産者 有限会社マルホン武田青果

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

令和 7 年（フ）第 2 2 2 号

北海道釧路市寿一丁目 1 番 3 号

破産者 株式会社グリーンアンドレッド

- 1 決定年月日 令和 8 年 7 月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所民事部